事業事前評価表

国際協力機構社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ

1. 案件名

国 名: インドネシア国

案件名: 和名 土地管理体制強化プロジェクト

英名 Project for Capacity Development for Land Acquisition System Improvement in Indonesia

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における都市開発セクターの現状と課題

1)経緯

インドネシア国における公共事業用地の取得手続きは、土地基本法(1960 年第5号)を法的根拠として実施されてきたが、実施細則が未制定、用地取得側の実施能力不足(機材、人材の不足、組織体制の未確立)、用地提供者側の不同意(価格不調、権利者の特定困難)等のため、円滑な用地取得が困難な状況であった。

これを改善するため、2005 年及び 2006 年に、公共事業用地の強制収用を可能 とする大統領令 36 号及びその改正令(大統領令 65 号)が施行された。

また、2012 年には、用地取得手続き及び責任機関等を規定する土地収用法(以下、「新法」)及び国家土地庁(BPN)令(2012 年第 5 号)、内務省令(2012 年第 72 号)、財務省令(2013 年第 13 号)が施行された。新法では、事業者が州知事に事業計画を提出した日から最長でも 583 日で用地取得手続きを完了させることとした。また、土地収用プロセスを、①計画、②準備、③実施、④権利移転の 4 つに区分するとともに、これまで地方政府が担当していた、③実施及び④権利移転を、BPN 所掌事務として整理した(注:2014 年の新政権発足に伴い、BPN は「土地空間計画省(Ministry of Agrarian and Spatial Planning)/BPN」と改組、以下 ATR/BPN とする)。2) 現状

ATR/BPN は、従来、③実施及び④権利移転を所掌してこなかったため、用地取得に必要なノウハウ、人材、組織体制、機材等を十分に有していない。このため、確実、かつ迅速な取得を実現するためには、前述の法制度整備のみでは不十分であり、早急な ATR/BPN の能力強化が求められている。

かかる背景から、新法の下で土地収用の実施を担うこととなった ATR/BPN の能力強化を目的とする技術協力が日本政府に要請された。

(2) 当該国における都市開発セクターの開発政策と本事業の位置づけ 2014年11月に発足したジョコウィ新政権は、Nawa Citaと称する基本政策を掲げ、 同政策の下、国民生産性、国際競争力の強化に向けた都市・地方のインフラ整備を重視した開発を進めている。ジョコウィ大統領は、地方首長時代の自らの経験からインフラ開発のためには、円滑な土地収用が必要であることを強く認識しており、公共事業用地の確保に高い優先順位を与えている。こうした現政権の意向を受け、優先インフラの整備促進を目的として主要関連閣僚を構成員として設置された「優先インフラ整備促進委員会(KPPIP)」の下には、土地収用の促進策を集中的に検討する作業部会を立ち上げる準備が進められる等の動きもあり、新土地収用法の実施体制・能力強化を図る本プロジェクトは先方政府の開発政策上の優先事項に合致している。

(3)都市開発セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

対インドネシア国別援助方針では重点分野として「更なる経済成長への支援」が挙げられ、ジャカルタ首都圏を中心としたインフラ整備支援等が謳われている。また、2015年3月の日本・インドネシア共同声明では日本・インドネシア投資・輸出促進イニシアティブ(PROMOSI)の立ち上げが合意され、ビジネス・投資環境整備のため、日本は質の高いインフラの整備を継続して支援していくことが確認されている。本事業は、インフラ整備に不可欠な事業用地の円滑な取得にかかる技術協力を行うものであり、土地収用の問題によるインフラ開発事業の遅延解消に資することから、我が国及びJICAの援助方針とも合致している。

(4)他の援助機関の対応

アジア開発銀行は、土地基本法の改定や Infrastructure Land Acquisition Fund (Land Bank)の設立を支援している。また、国家開発計画庁(BAPPENAS)が案を策定中の「土地収用セーフティーガードにかかるガイドライン(Guideline for Land Acquisition Social Safety Guard and Indigenous People)」の作成に対しても支援を行っている。

3. 事業概要

(1)事業目的

本事業は、土地収用にかかるツールの開発、技術移転、土地収用関係機関間の協働体制の強化を通じて、ATR/BPNの土地収用にかかる能力向上を図り、もって新法に基づく円滑な土地収用の実現に寄与することを目的とする。

(2)プロジェクトサイト/対象地域名

ATR/BPN 本省(ジャカルタ)及びパイロットプロジェクト対象地の ATR/BPN 州事務所/Land Office

(3)	本事業(り受益者	(ター	ゲット	ヽゲル-	ープ)
\U /	インナーヘン	/ 	\ <i>J</i> .	/ /	110	

(3)本事業の受益者(ターゲットグループ)
1)直接受益者
□ ATR/BPN 土地収用総局及び土地インフラ総局職員(ジャカルタ近郊の地方
事務所を含む):約 15 人
□ パイロットプロジェクトを実施する ATR∕BPN 州事務所及び Land Office の職
員
□ マスター研修員:各年度約 40 人~80 人(教育訓練センター(PUSDIKLAT)で
SOP に関して研修を受講する ATR/BPN 州事務所の土地収用担当課長、Lan
Office 所長)
□ 州単位の地方事務所職員研修受講者(用地測量、登記、不動産・動産鑑品
確認)
□ データ情報センター職員:約5人
2)間接受益者
□ マスター研修員による講義受講者
□ パイロットプロジェクトの実施機関及び地方政府
□ 土地収用を伴う公共事業によるサービス利用者
(4) 事業スケジュール(協力期間)
2017年1月~2019年12月(計36ヶ月)
(5)総事業費(日本側)
約 2.0 億円
ᄼᅅᄱᅎᄝᄱᅉᄮᄲᄜ
(6)相手国側実施機関
ATR/BPN 土地収用総局、土地インフラ総局、データ情報センター、パイロットプロジェクトを実施する ATR/BPN 州事務所及び Land Office
フェファで大心する ATR/ DEN 知事務別及い Land Office
(7)投入(インプット)

- (7)
 - 1)日本側
 - ①長期専門家
 - □制度・組織体制/土地収用計画
 - □用地補償業務/研修計画/業務調整
 - ②短期専門家
 - □土地鑑定
 - □用地測量
 - □GIS 地図/システム開発

- ③本邦研修
- 4)供与機材
 - □パイロットプロジェクト用として以下の測量機材 トータルステーション(2 台)、GNSS 受信機(ROVER)(2 台)
 - □土地情報電子化支援として以下のシステム関連機器
 - ワークステーション(4 台)
- 2) インドネシア国側
 - ①カウンターパートの配置
 - ②施設・設備
 - ③車両
 - 4) 運営・維持管理費
- (8)環境社会配慮・貧困削減・社会開発
 - 1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転
 - ①カテゴリ分類:C
 - ②カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」 (2010 年 4 月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。
 - 2)ジェンダー・平等推進・平和構築・貧困削減:特になし3)その他:特になし
- (9)関連する援助活動
 - 1) 我が国の援助活動

インフラ優先案件実施促進委員会(KPPIP)を実施機関として KPPIP サポートファシリティ(円借款附帯プロジェクト)を実施中。同協力では実施機関である KPPIP の下に設立される土地収用ワーキングチーム(Land Acquisition Working Team: LAWT)への支援を行う予定となっている。LAWT は土地収用にかかる制度設計、省庁横断の調整といった役割を担うことになっており、本事業による現場レベルでの土地収用による課題の集約と KPPIP サポートファシリティによる制度的解決支援といった相乗効果が期待できる。

2)他ドナー等の援助活動

アジア開発銀行が、土地基本法の改定や Infrastructure Land Acquisition Fund (Land Bank)の設立を支援。また、国家開発計画庁(BAPPENAS)が案を策定中の「土地収用セーフティーガードにかかるガイドライン(Guideline for Land Acquisition Social Safety Guard and Indigenous People)」の作成に対しても支援を行っている。両協力とも間接的に本事業とは関連するものの、ATR/BPN に対する直接的な支

援は実施しておらず、本事業との重複はない。

4. 協力の枠組み

(1)協力概要

1)上位目標と指標

上位目標: ATR/BPNの所掌する土地収用プロセス(実施・受渡)が SOP 及びマニュアル/ガイドラインに沿って実施される。

指標:全ての実施・受渡段階の土地収用手続きが ATR/BPN において土地収用 法で規定された日数内で実施されている。

2)プロジェクト目標と指標

目標: ATR/BPN の土地収用実施にかかる能力が強化される。

指標: ①土地収用手続きに必要とされる Standard Operating Procedure (SOP)、マニュアル/ガイドライン、書式類が ATR/BPN 本部及び ATR/BPN 地方事務所で活用されている。

- ②DIKLAT の研修によって得られた知識を ATR/BPN 地方事務所において共有される。
- ③ATR/BPN の計画・準備段階への関与が一般化する。

3)成果

- ①円滑な土地収用に必要とされる制度を強化するためのツール(SOP、マニュアル/ガイドライン)の整備やシステム(情報共有データベース等)が強化される。
- ②土地収用に関わる職員(3.(3)における1)直接受益者)の技術・知識(SOP、用地測量、土地評価照査等)が向上する。
- ③土地収用に関係する機関を調整する ATR/BPN の機能が強化される。

5. 前提条件・外部条件(リスク・コントロール)

(1)前提条件

- インフラ開発及び土地収用に優先度を置く政府の政策が継続する。
- ・ATR/BPN 地方事務所が引き続き土地収用業務を担う。
- ・土地収用に関連する機関(事業実施機関、地方政府、ATR/BPN)の間の調整方針が上位機関(LAWT/KPPIP)に支持され、保証される。

(2)外部条件

・未登記地の登記及び土地価格図の策定が ATR/BPNにより進展する。

6. 評価結果

本事業は、インドネシア国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合

致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

用地取得の制度の運用を支援する類似案件はない。

8. 今後の評価計画

- (1)今後の評価に用いる主な指標
 - 4. (1)のとおり。
- (2)今後の評価計画

事業終了3年後 事後評価

以 上